

第5回

行政区のあり方調査検討特別委員会会議録

- 1 日 時 令和3年3月19日
開会 15時30分 閉会 16時33分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 中橋友子
石川康弘 小田新紀 内山美穂子 藤谷謹至 小島智恵 若山和幸
岡本眞利子 荒貴賀 酒井はやみ 野原恵子 田口廣之 谷口和弥
芳滝仁 千葉幹雄 小川純文 藤原孟
議長 寺林俊幸
- 4 説明員 住民福祉部長 細澤正典 住民生活課長 谷口英将
住民活動支援係長 平井幸彦
- 5 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 係長 遠藤寛士
- 6 審査事件 1 行政区の実態聞き取り調査について
2 その他
- 7 議事概要 別紙のとおり

行政区のあり方調査検討特別委員会委員長 中橋友子

◇ 内容

(開会 15:30)

○委員長(中橋友子) ただいまから、行政区のあり方調査検討特別委員会を開催いたします。

開催にあたりまして、本日の説明員の紹介をお願いいたします。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(細澤正典) 本日の説明員をご紹介します。住民生活課課長、谷口です。

○住民福祉課長(谷口英将) 谷口です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○住民福祉部長(細澤正典) 住民活動支援係長、平井です。

○住民活動支援係長(平井幸彦) 平井です。どうぞよろしくお願ひします。

○住民福祉部長(細澤正典) 住民福祉部長、細澤です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長(中橋友子) それでは、本日の議題に入らせていただきます。1点目、行政区の実態聞き取り調査についてであります。担当より説明をいただきたいと思ひます。

住民生活課長。

○住民生活課長(谷口英将) どうぞよろしくお願ひいたします。本日、前もってお手元に資料1から資料5の資料をお配りさせていただきました。

本日は、資料1を中心に説明をさせていただきたいと考えております。

早速なのですけれども、資料1、じゃばら折りになっていると思ひますけれども、開いてご覧になっていただきたいと思ひます。資料1の左側の方に実施目的ということで記載をさせていただいております。

ちょうど1年前、昨年3月に各行政区、公区長の皆さまに公区の実態について、アンケート調査をさせていただきました。その際、その設問の中に、その行政区内に町内会、ございますか、ないですかという設問がありまして、そこにも記載のとおり、アンケート結果では、59の地域が「町内会がある」と、43の地域が「町内会がない」という回答でありました。この旨、昨年9月の第3回の本委員会でもご説明をさせていただいたのですけれども、もう少し地域の実態を詳しく把握する必要はないだろうかということでご意見をいただきましたので、時間はかかってしまったのですけれども、今回改めて、全公区長の皆さまに各地域の実態と合わせて、今後の行政区の検討のあり方の方向性についても聞き取り調査を実施いたしましたので、本日はその概要について、説明をさせていただきたいと考えております。

調査の期間ですけれども、左側のほうに昨年12月21日から本年2月2日までということで全113名の公区長様にお話を聞き取ることができました。

内容なのですけれども、基本的に直接お会いしてお話をさせていただいております。どうしても都合が合わず、6名の方は電話での聞き取り調査結果ということになっております。

資料1の右側につきましては、これから説明する結果の概要で、説明が重複しますので、説明は省略させていただきます。

開いていただいて、資料1の1ページをご覧になっていただきたいと思ひます。

今回、公区長の皆さまに聞き取り調査を実施するにあたりまして、資料1のワンペーパーだけを持って、聞き取り調査をさせていただきました。まず、委員会でも意見がございました、行政区と町内会の違いというのをしっかりと認識を持って、今後のあり方を検討していくべきと。町もそういうふうを考えておりますので、まず、このポンチ絵を持って、事前に公区長さんの皆さまに説明をさせていただいて、聞き取り調査を行ったというものであります。簡単に説明をいたしますと左側のほうの上に、行政区というものはこういうものですよと、町の行政事務を円滑に行うために町が設置している区域でありますというものであります。条例で記載しているとおり、公区長に町から依頼している事務等を記載させていただいております。町内で113地域、行政区がございます。

その下、町内会です。名称はともかくとして、任意組織という意味合いで町内会というふうに言わせていただきたいのですけれども、あくまでもこの町内会は、地域コミュニティを形成・維持するための組織で活動に賛同する地域内住民で構成されるものということで説明をさせていただいております。主な活動の内容としては、インターネット等でもありますけれども、防災訓練ですとか、防犯パトロール、敬老事業ですとか子ども会ですとかそういったことを地域内でやられていますというものであります。

その下です。では、公区とはどういったことなのでしょうかとということで、左側なのですけれども、基本的に町が公区と言っているものは行政区と同じものですよと。こういう考え方に基本的に立っています。ただ、実態としては右側にありますように町内会と公区というものが一体的になって二面性を有しているという状況になっているというのが現状であるのかなと考えております。右の上なのですけれども、絵で何となくイメージすると行政区の中に町内会がありますという形で絵を書かせてもらっております。右側の下の方は町内会がある場合はどんなパターンがありますかとということで、様々、大きく5つのパターンで聞き取り調査を行ったものであります。いずれにいたしましても、事前にこのペーパーで各公区長の皆さまにこういった状況なのですけれども、どうでしょうかとお聞きした内容が次の2ページからになります。

2ページは町内会の有無について、「あり」・「なし」について改めて調査をさせていただいたものであります。2ページの左上の方に全体集計ということで、網掛けになって黒くなっている表がありますけれども、その右側の方が実態調査の回答ということで、冒頭申し上げましたアンケート調査のときは、町内会があると答えたところが59地域、ないと答えたところが43地域、未回答が4地域、アンケートの提出がなかったところが7地域あります。今回、聞き取り調査を行った結果、町内会があると答えたところが82地域、町内会がないと答えたところが31地域という結果になっております。

その下が地域別の集計であります。幕別は全体で20の公区、幕別市街でですね。札内市街が41、農村38、忠類地域は14という形なのですけれども、見ていただいて、それもこれも同じように右側がそれぞれ各実態調査のときの回答で、聞きとった内容が左側という形になっております。ここでちょっと印象的だった内容につきましては、忠類地域ですか。アンケート調査のときには、町内会がないと答えたところが5地域あったのですけれども、ポンチ絵を見せて説明いたしますと、町内会なしというのが11に増えてしまったという状況です。この辺も後ほど、説明させていただきたいと思っておりますけれども、こういう調査結果でありました。

その下です。ちょっとわかりづらい表になっているのですけれども、右側は実態調査のときのアンケートの調査で、一番右側です。あり、59 というのが町内会があったところの地域です。その中で、ちょっと右に行って、今回聞き取り調査をして、やっぱり町内会が「ある」と言ったところが54、アンケート調査で59あったのですけれども、その内、5つは今回の調査でやっぱりないという回答でありました。この5地域はアンケート調査をした公区長と違う公区長さんになっていて、ちょっと感覚が違ったのかなというような回答の結果でありました。同じように「なし」というところも43だったのですけれども、実際、聞き取り調査を行った結果、「なし」から「あり」にいったところが22ありまして、「なし」のままというのが21ということで、同様に以下にご覧になっていただきたいと思えます。

その結果、町内会の「あり」が82で、「なし」というのが31という形であります。右側はですね、町内会があると答えた場合、公区にまたがっているのか、そういった形のパターンになっているのですけれども、行政区と町内会はそれぞれ存在し、公区長と町内会長が同じ人「パターン2」というのが82地域ですね。行政区だけあるというのが「パターン3」です。昨年の調査のときに、公区長と町内会長が別々といったところが1件あったのですけれども、そこは勘違いでございました。そういうふうに別々になっているところはございませんでした。

この調査結果の概要ということで左下なのですけれども、結果的にはアンケート調査よりも23地域が町内会「ある」ということで増加いたしました。「ない」というところが12地域減少したと。特に市街地ですね、幕別と札幌内の市街地においては61の行政区があるのですけれども、9割を超える59の行政区が「町内会がある」という回答であります。さらに、農村地域と忠類地域においては約8割が「町内会というものはない」ということであります。ここで重要なのは、町内会の「あり」「なし」ということも大切なのですけれども、どういった実態であったのかということが、各公区長さんと話し合えたが非常に重要なのかなと考えています。

31の地域で町内会が「ない」というふうにお答えになっているのですけれども、補足で皆さんのお手元には数字とかは書いていないのですが、この内、本当に町内会がないのだろうなど、規約もなく、総会もなく、地域からお金も集めていないというところ、地域の活動もされていないというのが、3地区ございます。幕別の農村地区に2か所と忠類の農村地区に1か所。この3地区は確かに任意組織ということで、町内会という感覚ではないのかなという我々の手元の資料でも判断できるのですが、ほかの28地域については、いわゆる町内会と行政区が一体的になって、今までの長い歴史の中で町内会、行政区の「あり」「なし」ではなくて、ずっと一緒にやっているのだという意味合いで「町内会ではない」というふうに答えた地域が28地域、31の中にあるのかなと考えております。

町内会の「あり」「なし」という内容につきましては、以上でございます。

続いて、3ページをご覧になっていただきたいと思えます。こちらは、先ほど、町内会の「あり」「なし」の実態の把握に合わせて、先ほどのポンチ絵を見ていただいた上で、今後の行政区のあり方をどのようにお考えになっていきますかということで聞き取りをいたしました。大きい1「現行の制度のままでよい」から、右の方に行って、「その

他」の5つがあるのですが、決してこれに丸をつけてくださいということではなくて、我々が聞き取りをした中で、この公区長さんのご意見がこういった形で分類されるということで集約したのが、大きくこの5分類になったというものであります。

まず、説明をさせていただきます。左上で全公区長さんにそれぞれ、こういった形がよいでしょうかということ聞いていったのですけれども、1番の現行の制度のままでよいとお答えになった地域が72ありました。

その主な内容につきまして、大きく5つに分けているのですけれども、①としては、現状で困っていることはない、現行制度で問題ないという地域が59地域ございました。行政区の今の制度にむしろ大賛成だという地域が4地域。後ほど内容については、説明をさせていただきます。3番、町が設置した公区という認識であり、町内会になるとその意識が薄くなっちゃうのではないかという意味で、この制度のままでよいといったところ。制度を一部見直したところで地域の現状は変わらない。悪くなってしまうのではないかといったご意見。制度は現行のままでよいが、町内会の運営の方法は考えていかなければならないという意見がございました。これが全体で72地域ということになります。

2番、現行の制度を基本に、一部ご要望等も含めて、見直しが必要というような意見があったのが、実件数としては19地域。述べ意見としては、全部で22件という形になっております。この中でも大きく5つに分類をいたしまして、1つには①ですけれども、公区長の身分や業務についてということ、やっぱりこのまま非常勤特別職の身分がふさわしいのではないのでしょうかという意見、札内地域は広いので、4つ程度に大きく分けて、公区長を選出し、もっともっと公区長の権限を強くしたらよいのではないかという意見がありました。

②行政区の運営費、特に公区長活動費についてでありますけれども、やはり7件の意見がありました。字は小さいのですけれども、香典等の支出があると現状の戸数割では活動費が足りないと言ったご意見。そのほか、公区長の業務は地域で自主的に行うべきものと思うので活動費自体、減額、廃止して運営費の方を増額した方がよいのではないかといった意見。似たような意見になりますけれども、活動費を廃止した方がよいですか個人で受け取るのはおかしいのではないだろうかといった意見が全体で7件ございました。

続いて、③広報紙の配布ですね。現状のままでよいと答えた方はこちらには入れていないのですけれども、4地域の方はできれば町で配ってもらえるとありがたいのだけれどもというような意見が4件ございました。

④は、行政区の区域についてです。113という区域がちょっと多いのではないだろうかといったような意見が寄せられております。

その他の意見といたしましては、今の公区制度の上にさらに連合組織を作ったらどうだろうかといったような意見ですとか、職員ももっと入り込んでいって、地域の担当制を持っていったらよいのではないかといった意見。あとは、公区長会議が報告会的になっているので、もうちょっと考えた方がよいのではないかといったようなご意見がその他の意見としてございました。

3番目です。こちらは、「町内会への移行を望む」といった意見が全体で9件ござい

ました。記載のとおりなのですけれども、①の方は、公区長という立場がなくても、地域で活動が行えていると。逆に公区長という立場だから、誰もやりたがらないのではないのでしょうかといったご意見。

②も同様に町内会となれば、加入者だけを見ていけばよいので、少し気持ちが楽になるといったような意見でございました。

③も町内会に移行しても運営に何も影響はないと思うといった意見。ただ、この方は転入されてきている方で、公区というところにちょっと違和感があったらしいのですが、現状においては何の問題もないということも伺っております。

④についても、実際はこの方、自治会とおっしゃっていましたが、自治会が地域を担っているので、そこに業務を依頼した方がすんなりいくのではないのでしょうかといったご意見です。

右側の上、⑤ですけれども、行政区に関して言えば、近隣センターが地域の住民全員が使うことになるので、その整理が必要だけれども、町内会に移行した方がよいのではないのでしょうか。町内会の会をもっと増やした方がよいのではないのでしょうかといったご意見でありました。

⑥、⑧、⑨もほぼ同様の意見でありまして、⑦につきましても、住所があるのだから、行政区の区割自体なくしても、大きな支障はないのではないのでしょうかといった意見です。また、公区長さんも必要ではないというご意見でありました。実質、公区長の業務というのが、広報紙の配布程度なので、公区長活動費を廃止して、公費で浮いた財源で広報紙を配ってはどうだろうかといったご意見が⑦の方のご意見でございます。

4番、「判断がつかない・わからない」といったのが、どうなったら良くなるのだろうかというような意見で、町の方向性もない中では何とも言えませんといったご意見が12の地域ございました。

「その他」の意見です。こちらは協働のまちづくりとして、町と行政と地域と一体的にやっていくのはわかるのだけれども、地域に担い手がいないですと。ですから、この意見は町内会の影響とかそういうことではなくて、できれば、今、公区長にお願いしている業務は町で全てやってもらえないだろうかといったご意見で「その他」ということで1地域でございます。

こちらと同じように地域別に集計をさせていただいております。幕別市街であれば、「現行の制度のままでよい」、「一部、見直し」も合わせて、だいたい15地域、75%です。札幌市街地においても、「現行のままでよい」、「現行の制度を基本に一部見直し」で30地域、73%。農村地域では、32地域、86%。忠類地域では、全て現行のままでよいといった意見。

一方で、「町内会への移行を望む」といった地域別の数字も記載をさせていただいております。

結果的には、皆さまどう思うかですけれども、「現行の制度のままでよい」または「現行の制度を基本に少し課題等がある場合は見直ししていくべきではないか」といった関係の答えが91公区で、全体の80.5%という状況でありました。「町内会への移行を望む」という回答もどちらかといったら、町内会という認識で活動しているので、制度が変わるのであれば、そうならんもらいたいというような、あまり積極的に現制度を反対して

いるわけではないのですけれども、そういったご意見ですね。ですから、「町内会へ移行を望む」の3番の⑦の方と「その他」の⑤の方がちょっと制度を変えてもらえないだろうかといった少し強めの意見だったのかなと考えております。この資料3ページの説明は以上であります。

4ページをご覧になっていただきたいと思います。こちらは、どちらかというところ再集計、改めて集計した形になるのですけれども、3番の行政区に対する考え方、左側ですね。4番は、公区長に対する考え方なのですけれども、我々、行政区のあり方を検討するにあたって、どういったことが課題であるのかということを中心に軸を持って考えていかなければならないのですけれども、まず、行政区のあり方を考えていく上で、一つには行政区の区割り、設置条例で定めている区割りが必要かどうか。それと、公区長さんにいろいろ業務を依頼しているのですけれども、その存在である公区長さんという立場が必要なのかどうかといった、大きく2つが議論の中心になっていくのかなということで、直接この2つの内容を聞いているわけではないのですけれども、今回聞きとった中で読み取れた内容を大きく再集計してみたというものが、この資料4ページであります。

左側が行政区に対する意見でありまして、「行政区が必要と考えている」という地域が11地域、「不要だ」というのが、先ほどちょっと紹介いたしましたけれども1地域ございました。

あと、3番ですね。圧倒的に多いのが必要性、意見というものは特にありませんでしたというのが89地域。必要性についてはわからないというのが12地域ございました。地域性については、下に書いてあるとおりです。

右側の公区長に対する考え方につきましても、先ほど申しあげました91地域。「現行の制度のままでよい」というのと、「一部見直しが必要」といったところで91地域。「公区長が不要だ」というところが、「町内会へ移行を望む」の9件と「その他」の1件で10地域と。「わからない」というのが12地域という結果になったところであります。以上がこの資料1の説明であります。

資料2以降は説明をいたしませんけれども、ちょっと資料の見方だけ説明をさせていただきますので、恐れ入りますけれども資料2をご覧になっていただきたいと思います。これもじゃばら折りになっていると思うのですけれども、開いていただいて、真ん中くらいに、「今後の方向性・移行」という形で欄があります。この表の並びは、「現行の制度のままでよい」の順番で一番左側に地区別がありますけれども、「幕別市街」、次に「農村地域」、次は「札内市街」、「忠類」という形で、「現行の制度のままでよい」という順番で地域性で並べているものです。後ほど、ご覧になっていただきたいと思います。

戻っていただいて、表の左から3番目ですね。「行政区と町内会の違いについて」という欄で、「認識している」、「していなかった」というふうに集計しているのですけれども、これは先ほど冒頭で申しあげたポンチ絵を見せる前に各公区長さんは行政区と町内会のあり方というのを認識されておりましたかといった内容を聞きとったものであります。

理解していた上で次の表の横から「町内会の有無」、「行政区のあり方」、「公区長

に対する考え方」ということで集計をしているものです。表の中ほど右側にいろいろ文言が書いてありますけれども、先ほど資料1の3ページで説明をさせていただいた行政区の方向性について、公区長さんの主旨を記載させていただいておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。後ほどですね。

一番、この表の右側なのですけれども、分類で1-⑤ですとか、1-④ですとかありますけれども、こちらは先ほどの資料1の3ページで、「現行のままでよい」、「現行の制度を基本に一部見直しが必要」ということで番号を振っています。「現行のままでよい」が1でその1には細分化が①から⑤まであります。この資料2の1と⑤というのは、この資料1の3ページの番号と紐づけをしておりますので、後ほど参考にご覧になっていただければと思います。

資料2の1ページの8番で、この方は、公区を大賛成という方なのですけれども、先ほど紹介するといった代表的な意見がこういった意見で、行政区制度は幕別町の良いところだと思う。町内会に行政区という網をかけることで町内会が何とか維持できているのだということ、素晴らしい制度だといった意見が他にも3件あります。こういった形で、後ほどご覧になっていただければと思います。

以降、資料3、こちらは様々な聞き取りを行った中で行政区の課題として、挙げることができるだろうといった内容を先ほど、ちらっと紹介もいたしましたけれども、公区長の担い手ですとか、運営費のあり方、広報紙の配布の問題ですとか、そういったものを取りまとめたのが資料3でございます。

資料4につきましては、町内会活動としての課題。そういったものを集約したものであります。

資料5につきましては、その他の意見として、防災ですとか、ごみの関連、そういった意見で寄せられたものを集約したものであります。

町からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中橋友子） ただいま資料についてのご説明をいただきました。

質問のある方は、まず、挙手でお願いいたします。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 資料1の2ページ、町内会の有無の集計結果というところなのですが、私の認識が違うのか、公区長の聞かれたことに対する理解度というのがどうか分かりませんが、例えば、私は、公区は公区ですよ。そして、町内会というのは希望者だけで、町内会活動をするための町内会ですよ。私はそういう理解をしているのですけれども。そういう中で、幕別市街20あるうち、全部、町内会があるということですよ。私も本町地区のある公区の一人名なのですけれども、うちの公区には町内会は無いですよ。公区ですよ。公区活動。全部、公区活動。町内会活動と分けてやっているもの一つもないですよ。20全部あるようになっているから。

僕の捉え方がおかしいのか、公区長さんが役場の職員の方が質問をしていることを理解しないで言っているのか、ちょっとわかりませんが、20の市街が全部あると書いてあるけれども、私の公区はありませんよ。町内会は。公区ですよ。公区一本。

○委員長（中橋友子） 集計表を見ていただいて、アンケートの調査がその右側の実態調査時の回答、その時には町内会はあるというところは20だったのですよね。幕別本町

はね。でも、今回役場の方で直接公区長さんと面談として確認をしたら、全部の公区に町内会があったという確認をされたという資料になると思うのですけれども。

住民生活課長。

○住民福祉部長（谷口英将） 千葉委員おっしゃることは、すごくわかります。農村地域にいけますとまさしくその通りの意見であります。公区長さんも決して、公区、町内会という認識で地域の活動をされているのではなくて、このポンチ絵を見れば、確かにそうだねと。ただ、認識としては、公区でやっているのだよというところもあれば町内会でやっているところもあるというのは、それはご理解ください。

ただ、今回、各公区長さんの中で、先ほどのポンチ絵を説明した中で、全員公区では100%加入率になっていないものですから、そういった意味では行政区全体の住民で活動しているわけではない、有志の中で結果的に町内会的な活動をしているという意味で町内会があると答えてくださっているという認識で町としては捉えていると。以上です。

○委員長（中橋友子） よろしいですか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 任意というか、入っていない人いますよね。公区に。でも、それはそれとして、公区として活動していますよね。それは、それとして。

○委員長（中橋友子） この1ページの行政区と町内会、任意組織の違いっていう図で説明していただいているのですけれども、行政区というのは、幕別町の行政事務を行うために設置している区域でありますから、この区域に住んでらっしゃる方たちは、公区の構成員でありますので、公区に入っていないということはあり得ないのですよね。ただ、町内会の扱いをするので、任意にすれば抜けることもできるということであって、その住み分けを公区長さんなり、委員の皆さんもそうなのですけれども、まずはおさえていただいて、分析をしていただくということなのですね。わかりますか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） そうするとね、本来、公区というのは、全員入らなくちゃいけないのだけれども、入っていない人がいるから、だから町内会だというの。

○委員長（中橋友子） そうではありません。似たような感じなのですけれども、本来、行政区は今言ったとおりですね。町がバツッと線引きして、この行政区については、何々公区というふうにしていますよね。全員加盟ですね。それが大原則です。

ところが、もう一つは、行政事務をするだけではなくて、子ども会の関係であるとかね、様々な交流のための事業だとかをやりますよね。そういったところは、そして、またそこに会費をいただいてやっているところもありますよね。そこには、入りませんと。住んでらっしゃる方がいると。すると、それは、任意ですから入らなくてもよいですよ。つまり、2つ組織があって、その片方は任意なので、入ることも、入らないこともできるということなので、そういう現象があれば、町としては2つあるというふうにおさえられたのだと思います。

町内会費だとかそういうのは徴収されていらっしゃるのですか。

○委員（千葉幹雄） もちろん。公区費。町内会費じゃないよ。公区費だよ。

○委員長（中橋友子） では、谷口課長、お答え願います。

○住民生活課長（谷口英将） 繰り返しになりますけれども、ずっと長い歴史で公区と。

幕別町は公区制度でいっています。住民の方からも、公区長の中からも問い合わせがあるのは、「公区というのは行政区なのか、町内会なのか。」という質問があります。我々は、文書で「公区は行政区です。」というふうに答えています。言ってしまうと、この底地にいる人は全員、加入とかそういう考え方ではなくて、そこに住所がありますので、その人たちはその公区に属していますよと。

ただ、実態としては、やっぱりこれほど、社会情勢が変わって、それぞれの個人の感覚も変わってきて、コミュニティが希薄化している中で、そういった活動はもうやりたくないという人が市街地を中心に出てきているのが実態です。

そういった中で、結果的に公区に加入している、していないという言葉がおのずと出てきたのだと思います。イコールそれは町内会なのです。任意組織の言葉を使っただけで、ただ、本来は行政区。行政区という認識なのですけれども、言葉の使い方としては、任意組織的な意味合いで、公区という形でなっているのかなと。

そこをきちっとわかってご理解していただいた上でどうですかと言って、集計した結果が今回、このようになっているということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（中橋友子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 何となく、理解はできるのですが、ただ今は、行政区イコール公区、イコール町内会という、歴史的にそうだから、やめたとか入らないという人もいますので、すけれども、ただ、そこできちっと分けちゃうと、今、曖昧模糊でね、いい部分もあるのだと思う。そこをきちっと線引きをしてね、行政区はあくまでも公区、これは全員だよと。それとは別に、町内会は会費を集めて、町内会活動をしますよと言ったら、やめる人いっぱいいると思う。入らないっていう人。今までは何となくイコールだから、付き合いもあると思って、入っているけれども、それはそれ。会費もとらないし、入らなくたって、そこにいるのだから、公区が行政区の中に入っているのだよと、何も必要ないよと。例えば、広報だとか、そして、町内活動を別の任意でやるよと。そして、それは会費取ってやるのだと言ったら、やめる人いっぱいいると思う。入らない人、いっぱいいると思う。そんな感じがします。なんとなく。曖昧模糊だから、ずっと歴史的にそうだから付き合いもあるし、公区費払います。町内会費ではないです。公区費ですから。以上。

○委員長（中橋友子） 今、千葉委員がおっしゃられるような見解を持たれている公区長さんもこの聞き取り結果の一覧の中には、随所でまいります。そういう認識がなかったと。区分けする認識がなかったというのが、出てきますのでね。

この委員会としては、行政区のあり方を今後、幕別町として、どうしていくのかということを検討し、町に提言しようということで、設置した委員会でありますので、今のようなご意見をどう整理していくことがよいのか。そのまま2枚看板のような形で曖昧のままでもいいのか、それともきちっと住み分けして、やめてしまう人も出てくるかもしれないけれども、整理をするべきなのかというようなことをここで検討して、提言につなげていくようなことにすることなのではないかと思えます。

そこには、先ほどからも出ていますように、会費制のあり方だとか、会費は町内会のことですね、それだけじゃなくて、公区長の今は活動費っていうのですね。活動費をどうするのかということも出てきています。これは町の方で支払っているものなのですから。

れどもね。そういうこともありますから、まずこの資料の中に出されたことで、今の疑問も含めて、皆さんから読み取りきれないということもありますから、質問を出していただいて、今日は、そういう状況にあるということ、一緒に共有したいと思うのですよね。

芳滝委員。

- 委員（芳滝仁） 地域によって温度差があるのですよね。例えば、先ほどもおっしゃったように、入っていないと。加入率が40%台くらいのところが、4、5公区ありますから。そういう実態もありまして、例えば、アパートだとかそういうところが多いところは西町だとか桜町、共栄町、あの辺は40%台の加入率なのですよね。だから、地域によって温度差があるので、その辺のところをどのような形でやっていったらよいのかということが、課題が出されたのだと思います。

この資料を出されまして、私も昨日、全て目を通したのですけれども、行政区と町内会との住み分けをしてらっしゃる。初めから私は、そのように理解をして、一昨年も質問をさせていただいているのですけれども、その辺のところの公区長さんのご理解をいただけるということであれば、公区長さんが町内会長で、一緒にやっていくということでご理解いただければ、大丈夫だと思うのですよね。

問題は、行政区の仕事がしっかりやられるということとコミュニティが盛んになるということ。このために、今、あり方の検討会をしているのだと。そのところの方向性を向けてしているのだということの踏まえで考えていました。

一番の問題は、広報紙が全部配られていないということなのですよね。一昨年の6月の段階で、799件に広報紙がいないのです。これは、どういうことかと申しましたら、公区長さんによって、私は行政区の区長なので、入っていようと入っていないと全部配りますよと。一人で配っていらっしゃる公区長さんもいらっしゃいます。もう一つが、班長さんをお願いをして、全部配ってらっしゃるところもあります。全戸配布が結構大きくなってきているのですけれども、加入者が少ないところは、加入者だけ役場に申告をして、その分のお金をいただいている。一戸当たり800円かな。いただいている。だから、いただいているところしか、私は広報紙を配らないのだということで、800近いところに広報紙がいないという現実があるのですよね。本来は、公区長さんをお願いしたのであったら、その地域が公区なのだから、町内会に入ってようと入っていないとしても、そのようなお金を公区長さんにお渡しをして、全戸配布をしていただくというのが基本なのですけれどもね。そんなこと言われたら、とても、やってられないという話でいらっしゃる公区長さんが結構いらっしゃるのですよね。そういうことの解消のために、戸数によってお金を払っているところの問題が一つあると思います。その辺のところの一つ問題があって、役員がいないところは、大変なのですよね。桜町の北の方なんかはもうとっても配れないのだというところがありまして、そんなところは町で配ってくれないかという意見の方もおります。そしたら、町で配ってしまったら、一戸800円と言っているのに、全部のお金が来なくなってしまうわけなのですよね。そういう形がありまして、その行政区の仕事と町内会活動というところで行政区の仕事がきちっと行き渡るような格好の制度の持ち方、考え方をするところで、ちゃんとまた広報紙も配っていけば、入ってくれる人もいるわけですから、そういう整理の仕方をして

いかなければならないのではないかと。読ませていただいて、800 近いところが広報紙が配られていないということは、広報紙で周知しますよ、広報紙で周知すると言ったって、周知されていないのですから。それが、問題があると。それを読ませていただいての私の意見です。

- 委員長（中橋友子） 今の質問の中に、一つはいわゆる公区と町内会と混ぜて回答いただいている中で、加入率が今 40%台のところも複数あるということなのですからけれども、加入率の状況もわかたら教えていただきたいのと、2年前の時点で、広報紙を配っていないところが一昨年で 799 件ということなので、現状は今どうなっているのか、わかりますか。

住民生活課長。

- 住民生活課長（谷口英将） 加入率ですね、住民基本台帳の数に対する公区の加入率は 70%です。公区長の皆さまからいただいている数字は、要するに見て回って、入っている、入っていないというところもあるのでしょうかけれども、公区長さんの把握している世帯数に対する加入率は、79%という形になっております。その中で、芳滝委員おっしゃられたように低いところもあれば 100%のところもあるというような状況になっています。

広報紙の配布でございます。今年度 4 月 1 日現在では、公区長が把握している世帯に対して、740 世帯、広報紙が配られていないという結果となっております。以上です。

- 委員長（中橋友子） 議会でも何回か議論があったところなのですからけれども、広報紙が配られていないというのを、やっていられないということで認めてこられたということなのですからけれども、本来の行政区としての行政事務の依頼としては、本来 100%というのが、大前提ですね。

住民生活課長。

- 住民生活課長（谷口英将） 広報紙の配布を全世帯に配られないというような歴史の背景は平成 19 年度からです。19 年の 5 月からコンビニに広報紙を配布し、見てもらうようにしております。当時の公区長から、当時は企画室が行政区のあり方を担当していましたが、各公区長さんから、アパートですとかそういったところは階数が高かったり、担ってられる公区長さんがやはりご高齢なものですので、とてもじゃないですけども、そこまで広報紙は配れないといったところで、わかりましたということで、今もこのような状態になっていると。町の考え方としては、できれば、全世帯に当然お配りをしていただきたいのですけれども、そういった地域の事情もあるということで、現状に至っているという状況であります。

- 委員長（中橋友子） 若干、改善はされているということですね。

若山委員。

- 委員（若山和幸） 私も昨日、この資料を見させていただいたのですが、住民福祉部で調査していただいて、聞き取りしていただいたということで、大変良い資料だと思うのですが、この資料は公区長会議等では公表される予定なのでしょうか。

- 委員長（中橋友子） 住民生活課長。

- 住民生活課長（谷口英将） まず、2 月 25 日、先月、協働のまちづくり検討委員会の委員さん、公区長、各地域で 12 名代表でいらっしゃるのでけれども、その公区長さんの

皆さんには速報値として、集計の資料1の概要だけを速報値でお知らせさせていただきました。

町としては、やはり、公区長さんの皆さんにそれぞれお聞きしておりますので、令和3年度の公区長会議には資料として提供してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中橋友子） 若山委員。

○委員（若山和幸） この資料から見てわかるように、農村部で戸数が少なく、維持するのが大変だという地域はあるでしょうけれども、昭和32年に公区という呼び方ができから、もう63年ですよ。

だから、農村地帯というのは、親の代、その前の代から脈々と受け継がれているから、新規に入ってこられる人がいても、100%とは言えませんが、町内会という考えに立たないで、公区というのが形成されていると。だから、こういう結果が出るんでしょうね。

今までも議会の中でも、幕別町に入られたときには公区というものがあってという説明をしています。だから公区に入ってくださいよと。入らなきゃいけないのですよと説明はしているとは言いますが、他から来た人は町内会に馴染みが強くて、公区というものに対しての馴染みが薄いのために市街地あたりは、町内会と公区という、隔たりを感じてしまうのではないかと。これからでもよいですからね、幕別に住んで住所を移してくれる方に、公区っていうものに対しての説明を、理解を深めてもらうような方法をとっていかないと、ますます市街地は町内会化して行って、加入してくれないとかいう話はこれからますます増えてくると思うのですよね。

農村部は代々ですから、子供たちも見ていますから、脈々とつながっていくけれども、その辺の住所を幕別に移してくれたときの説明がやっぱりちょっと薄かったのではないかと私は思うのですが、それは過去ですから、これからはもうちょっと深く、熱を入れていくことが大事なのではないかと思いますが、どうでしょう。

○委員長（中橋友子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 現状といたしましては、転入された方には、あなたの公区長さんは誰々ですとご案内をしています。それがまず一つ。あと、ごみの分類ですとか、いわゆる七つ道具的なものを転入されている方にもお渡ししています。

そのほかに、1枚カラー刷りで町内会、公区とは別に町内会という活動もありますので、要するに公区長さんに問い合わせてください。と、ここは我々も二枚舌を使っているとところなのですが、公区長さんに連絡をしてくださいということで周知をさせていただいておりますけれども、今、若山委員おっしゃるとおり、町内会、公区というあり方をですね、これから周知していくということがこれから必要なのかなと考えております。

○委員長（中橋友子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 私も他所から来たもので、最初、町内会の会議とかがあるときにすごく嫌な雰囲気の間になることがあって。「公区とは何だ。町内会とは何だ。」という話の中で、みんなよくわかっていないのですよね。自分自身は町内会と公区って同じ土俵にあるものではなく、公区っていうのは住所のブロックのようなもので、活動するものではないですよ。ちょっとうまく説明できないですけども、任意の活動ではな

いので、それを同じ土俵として、こっちこっちというような感覚で理解できなかったというところはあるのですけれども、その辺、しっかり説明の仕方というか、よく伝わるように他所からきた人にも伝わるようにしなくてはいけないというふうに思っているのですね。

一つ、質問したいのは、資料の2番の3ページのところなのですけれども、真ん中辺の「今後の方向性・意向」、「回答理由」とあって、「現行の制度に大賛成。公区、町内会、行政区の名目にとらわれてはダメ。平成8年に同様に検討し、アンケートをとったが、結果、独自の制度でこのままよいとなった。」というふうな文書があるのですけれども。平成8年の経緯とかそういったことって、平成8年ですから、今からもう20何年も前なので、社会情勢とか、札内の人口とかもちょっと違うと思うのですけれども、この時の経緯ってどういう形で、最終的には現行どおりということになったのか、もし、わかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（中橋友子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 当時のアンケート結果は、今、持ち合わせていないのですけれども、同様に行政区のあり方と町内会のあり方が当時、話題になったということで、当時の所管は総務課だったのですけれども、各公区長さんにアンケート、どちらですかと白か黒ですという形でとった結果、現行のままでよいということでこのままになっているという調査結果となっております。

○委員長（中橋友子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） どんなアンケートかわからないのですけれども、今回の聞き取り調査の内容はすごくいっしょに聞いてくれているのではないかと考えていますので、みんな議論して、よい方向になればよいと思っています。

○委員長（中橋友子） ほかにご質問のある方。

小田委員。

○委員（小田新紀） ちょっと、言葉のおさえというか、町の方として、言葉をどうおさえるかということなののですけれども、再三出ている「公区の加入率」という言葉がそもそも、町としては、どういう考え方で使っているのかということであったりとか、新しく入ってこられた方に「公区に入ってください。」という言葉も本来の意味からしたら、異なってくるのかなと。

先ほど、千葉委員からありましたけれども、実際は町内会費という位置付けをとっているのでしょうけれども、公区費という形で会費を集めているということに関して、町としては、公区費という名目の中で会費を集めるということが、町として、町の制度なので適しているのかとかどうかということも含めて、町として、公区と町内会の区別ということはどうおさえながらやっているのかなということが、それが1点と、あと今回の調査については、すごく詳しい調査で丁寧に調査されているのですけれども、感想として、あくまでも公区長への聞き取りということなののですけれども、公区長じゃない方、いわゆる一般の地域に住んでいる方。特に札内地域かなと思うのですけれども、またちょっと捉え方、公区の意義とかそういった部分については、一人ひとり調べるわけにはいかないのですけれども、また、捉え方がきっと違うのだろうなというような感想を持っています。何か根拠があるわけではないのですけれども。これは単純な感想で

す。

○委員長（中橋友子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 冒頭申し上げましたとおり、基本的な考え方は行政区と公区という、行政としては考えています。ただもう、それは形骸化しておりまして、二面性を持っていると思います。言ってしまうと、公区イコール町内会というふうな意味合いで使われている方が圧倒的に多いのかなと。

その一つの理由として、例えば、協働のまちづくり事業交付金って皆さま、ご存じだと思いますのだけれども、あそこに交付している内容って、ほとんど町内会活動なのです。その上、対象者は公区って書いてあるのです。この時点で、町としても二枚舌になってきている経過にあるのかなと。そういった上で、今おっしゃったように、「公区の加入率」というような言い方が普通に言われているような状況にあるということを確認しております。ただ、本来は違うのですけれども、そこに片意地は張ってはいないのかなという意味です。

あと、一番心配されるのは、地域で公区という公のものでお金を集めていることに対する問題という意味合いでしょうか。そこは、各公区長さんに今回聞き取りした中でも私と同じような意味合いで言ってしまうと、公区と言っても町内会という意味合いで、会費は集めているということでありましたので、もう少し深堀して聞くと、ちょっと違うところが、もしかしたらあるかもしれませんが、現段階ではあまり問題はないのかなというふうに感じております。以上です。

○委員長（中橋友子） 小田委員。

○委員（小田新紀） よくわかりましたが、そのあたりを整理しないと住民も非常にわかりづらいだろうなという感想です。以上です。

○委員長（中橋友子） 問題点が少しずつ洗い出されてきているというか、皆さんの質問の中から見えてきたものがたくさんあると思います。

他にご質問のある方いらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） よろしいですか。それでは資料の方の説明はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

（説明員退席）

○委員長（中橋友子） それでは、資料につきましては、質問を終了させていただきます。

その他に皆さんのご意見やご質問ございませんか。どちらかと言うと、ご意見ですね。

芳滝委員。

○委員（芳滝仁） また、それぞれ、資料を読まれて、次の機会に知恵を絞って、意見を出されるというような形がよいと思います。

○委員長（中橋友子） ただいま、そういう意見をいただきました。こちらとしてもそのように、今日はまずは、これを理解していただくということで皆さんにお願いをし、次の機会にいいよ、これから、今の実態をどう変えていくのかという提言につながるような議論をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、本日の中身につきましては、調査については終わりたいと思います。

2番のその他につきまして、皆さんの方から何かございますか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 委員会としてなのですけれども、実は令和2年度中に管内の先進地の視察というのを計画にいていたのです。コロナだけのせいにはできないのですけれども、現実には、ここから出ることができないということで、調査はできませんでした。

それで、令和3年度の予定といたしましては、道内の先進地視察というのを皆さんと確認させていただいているのです。そこに、先進地とあわせて、管内と道内というように、条件が許せば、そして、必要なところを照会できるようになれば、実施していきたいと思いますので、令和2年度の事業についてはできないということでご了承いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、以上で終わらせていただきます。

（閉会 16：33）